

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例要綱（案）

1 改正の理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、低所得者層の保険料減額賦課にかかる保険料率を改めようとするものである。

2 改正の内容

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料率を次のとおり改める。
（第3条関係）

所得段階	基準額 (60,000円) に対する割合 ※（）書は 現行割合	対象者	保険料率（円）	
			改定後 (令和2年度)	現行 (令和元年度)
第1	基準額 ×0.280 (0.340)	生活保護受給者 市民税世帯非課税者で老齢福祉年金を受給している者 市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の者	<u>16,800</u>	<u>20,400</u>
第2	基準額 ×0.500 (0.580)	市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超え120万円以下の者	<u>30,000</u>	<u>34,800</u>
第3	基準額 ×0.650 (0.675)	市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える者	<u>39,000</u>	<u>40,500</u>

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(2) 経過措置

改正後の保険料率の規定の適用関係について、必要な経過措置を設ける。

介護保険料の1号被保険者の低所得者軽減強化の概要

所得段階	平成30年度 (2018)		平成31年度 (2019)		令和2年度 (2020)	
	7期計画	27年4月以降 の軽減対策	10月からの 軽減対策完全実施	通年での 軽減対策完全実施		
第1段階	国の標準値	0.50	0.45		0.30	
	市保険料率	0.45	0.40	※ 0.34	0.28	
	年額保険料	27,000円	24,000円	20,400円	16,800円	
第2段階	国の標準値	0.75	0.75		0.50	
	市保険料率	0.66	0.66	※ 0.58	0.50	
	年額保険料	39,600円	39,600円	34,800円	30,000円	
第3段階	国の標準値	0.75	0.75		0.70	
	市保険料率	0.70	0.70	※ 0.675	0.65	
	年額保険料	42,000円	42,000円	40,500円	39,000円	

※ 平成31年度は、10月から半年間の軽減のため、平成27年4月以降の軽減対策の保険料率（平成30年度）と令和2年度の通年実施の保険料率（令和2年度）の中間の割合となる。